

税務における第一人者
“税務マエストロ”による税実務講座

税 務 マエストロ

TAX MAESTRO

今週のマエストロ&テーマ

日本型インボイス 制度(3)

#266

熊王征秀
(税理士)



略歴

学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。その後、会計事務所勤務を経て税理士登録、独立開業。『消費税法講義録』等、著書多数。

現在

東京税理士会会員相談室委員
東京地方税理士会税法研究所研究員
日本税務会計学会委員
大原大学院大学教授

※取り上げて欲しいテーマを編集部にお寄せください。
ta@lotus21.co.jp

マエストロの解説

今回は、インボイスの記載事項や消費税額等の端数処理、ケース別の表示方法などについて確認する。

1 適格請求書

(1) 適格請求書の記載事項（消法57の4①、消令70の10）

「適格請求書」とは、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいう（太字が追加項目）。

(記載事項)

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 登録番号
- ③ 取引年月日
- ④ 取引内容（**軽減対象品目**である場合にはその旨）
- ⑤ **税抜（税込）取引価額を税率区分ごとに合計した金額**
- ⑥ ⑤に対する**消費税額等及び適用税率**
- ⑦ 請求書等受領者の氏名又は名称

<注意>

上記⑥の「消費税額等」とは、消費税額及び地方消費税額の合計額をいい、次のいずれかの方法で計算した金額とし、消費税額等の計算において1円未満の端数が生じた場合には、税率の異なるごとに当該端数を処理する。

$$\text{税抜価額} \times \frac{10}{100} \left(\frac{8}{100} \right) = \text{消費税額等}$$

$$\text{税込価額} \times \frac{10}{110} \left(\frac{8}{108} \right) = \text{消費税額等}$$

※ 消費税額等の端数処理は請求書単位で行うので、複数の商品の販売につき、一の商品ご